

# 不正経理等調査特別委員会調査報告書

本委員会は、平成24年7月30日に招集された平成24年第2回深川地区消防組合議会臨時会に議員提案した「発議第1号 深川地区消防組合議会委員会条例について」及び「決議案第1号 不正経理等調査特別委員会の設置に関する決議について」に基づき同日に設置され、その設置目的は不正経理の原因究明と再発防止に向けた今後の対応について幅広く必要な調査を行うものであり、その調査が終了したので結果を次のとおり報告します。

平成25年2月12日

深川地区消防組合議会  
議長 長野 勉 様

不正経理等調査特別委員会  
委員長 田中 裕章

## 記

本委員会は、深川地区消防組合議会議員15名のうち、深川市議会選出議員2名と5町（妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町）議会選出議員各1名の計7名の委員で9回委員会を開催し、参考人5人から聞き取り調査を行った。

### 1 委員会開催日

- (1) 第1回：平成24年7月30日（月）
  - ① 正副委員長の互選
  - ② 参考人の人権に配慮し、傍聴の制限（秘密会）を決定
- (2) 第2回：平成24年8月21日（火）
  - ① 消防本部で調査した資料の説明及び質疑
- (3) 第3回：平成24年9月10日（月）
  - ① 消防本部で調査した資料の説明及び質疑
  - ② 公認会計士等第三者による検証の必要性を決定
- (4) 第4回：平成24年10月2日（火）
  - ① 参考人（元消防長2人）からの聞き取り
- (5) 第5回：平成24年11月2日（金）
  - ① 参考人（元消防長1人、元深川市幹部職員1人）からの聞き取り
- (6) 第6回：平成24年11月15日（木）
  - ① 参考人（元消防長1人）からの聞き取り
- (7) 第7回：平成24年12月4日（火）
  - ① 第6回の参考人に対する今後の対応
- (8) 第8回：平成24年12月21日（金）
  - ① 第6回の参考人に対する今後の対応
- (9) 第9回：平成25年1月16日（水）
  - ① 調査報告取りまとめ協議

### 2 参考人に対する調査概要

- (1) 第4回及び第5回の参考人（4人）は、いずれも不正経理は承知していないと答えた。
- (2) 第6回の参考人の元消防長は、不正経理を行ったことを認めた。
- (3) 第6回の参考人の元消防長に不正経理を行った理由を質問したところ、
  - ① 不正経理は消防のために行った。
  - ② 不正経理の詳細についてはすぐには思い出せない。

- ③ 不正経理の責任は自分にある。
- ④ 自分が部下職員に指示して行わせたので、部下職員に責任はない。
- ⑤ 時間をいただき、次回は詳細に回答したい。

などと答えた。

- (4) 第6回の参考人の元消防長に2回目の出席を求めたが、親族の事情で出席できないとの申し出があり、計6回にわたり日程調整を行ったが出席しなかった。
- (5) 12月28日(金)に第6回の参考人の元消防長に対して、組合議会議長、本委員会正副委員長及び現消防長が面談し、元消防長の日程に合わせた委員会開催を申し入れたが、元消防長からは明確な出席の回答はなかった。

### 3 本委員会の結論

- (1) 本委員会としては、今後いかなる日程調整を行っても第6回の参考人の元消防長の出席は無理と判断した。
- (2) 消防本部で調査した資料と第6回の参考人の元消防長に対する聞き取りの中で判明したことは、
  - ① 決算書の改ざん
  - ② その年度に購入した物品の代金を次年度で支出
  - ③ 次年度から前年度への多額の戻入
  - ④ 多額の使途不明金
  - ⑤ 構成4町の消防負担金の前年度会計への繰り入れである。

- (3) 本委員会は、自ら不正経理を行ったことを認め、しかもその責任が自分にあると答えている第6回の参考人の元消防長から真実の説明を受けて、どのような手法により、何に使用したかなど不正経理の真相を解明しようとして計6回にわたり2回目の参考人招致を試みたがこの元消防長は出席せず、全容解明には至らなかった。

しかしながら、本委員会としては、この元消防長の説明と消防本部の資料、さらにはこの元消防長が退職した後には消防負担金の前年度会計への繰り入れ以外は不適切な経理が行われていないことから、一連の不正経理を行った中心人物は第6回の参考人の元消防長のほかには考えられないと判断した。

さらに、不正経理で捻出した金額については、消防経費の支出に充てただけではなく、多額の使途不明金があり私的流用も否定できないものである。

なお、深川地区消防組合が刑事告訴した2百万円の不正経理について、このことが判明した平成18年に適正に対応していれば、より多くの真相が究明できたものと考えられる点を指摘しておく。

### 4 深川地区消防組合管理者への提言

- (1) 不正経理問題に関して、消防組合構成1市5町の住民に対して、時期を逸せずに住民説明を行うこと。
- (2) 第6回の参考人の元消防長は、不正経理を行ったことを認め、しかもその責任は自分にあると答えている。不正経理は消防経費の支出だけではなく多額の使途不明金があり私的流用も否定できないので、民事訴訟を視野に入れて法的手段を講じて損害額全額の回収を行うこと。
- (3) 再発防止策
  - ① 消防本部職員と構成市町職員の人事交流
  - ② 経理事務担当者の定期的な人事異動
  - ③ 消防職員の公金に対する意識を高めるための研修等
  - ④ 会計及び監査体制の強化充実
  - ⑤ 内部通報制度の有効性の検討